**平成２３年（フ）第２５３号**
千葉県八街市朝日300番地５
債務者　榎本　安美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第２５７号**
千葉県白井市笹塚２丁目５番１棟826号
債務者　石田　　晃
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第４８９号**
神奈川県平塚市東八幡４丁目15番12―305号
株式会社テクノヒラタ湘南寮
債務者　佐野　結美
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３１号**
静岡県掛川市下垂木2192番地の17
債務者　中村　佳美
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２３年（フ）第１７７０号**
名古屋市南区砂口町58番地　コーポ南砂101号
債務者　牛山　良平
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４４４号**
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番25―505号
債務者　下村　　進
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５１２号**
千葉県松戸市新松戸南３丁目346番地　馬橋アパート104号
債務者　有田　桂子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５１９号**
千葉県我孫子市白山１丁目１番26―403号
債務者　稲本　敬利
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５２５号**
千葉県松戸市六高台西８番地の７
債務者　松元　三幸
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５３１号**
千葉県松戸市西馬橋広手町８番地の１　サンパラッツォ馬橋505号
債務者　田巻　孝一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５３２号**
千葉県松戸市西馬橋広手町８番地の１　サンパラッツォ馬橋505号
債務者　田巻恵美子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５３３号**
千葉県柏市北柏２丁目11番地19
債務者　永島　澄江
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５５３号**
千葉県流山市向小金２丁目219番地の１　レクセルマンション南柏507
債務者　小嶋　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５５６号**
千葉県柏市南増尾１丁目23番４号
債務者　成田百合子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５６２号**
千葉県松戸市中金杉４丁目53番地の２
債務者　山本　友博
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第５６４号**
千葉県野田市山崎1629番地の17　第２中山コーポ107号
債務者　宮澤美香子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８８号**
山口県宇部市草江３丁目５番29―５号
債務者　宮野　　勝
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部